

令和 7 年 10 月 31 日

令和 8 年 1 月 1 日以降の代理人による関税割当てに係る申請及び報告について

総務省からの通知（行政書士法の一部を改正する法律の公布について（令和 7 年 6 月 13 日付け総行行第 281 号）を踏まえ、行政書士又は行政書士法人でない無資格者の関与により、住民（申請・報告当事者）が不利益を被ることを防止するための取組として、令和 8 年 1 月 1 日以降の関税割当てにおいては、**関税割当申請書等の官公署に提出する申請・報告書類の作成及び提出を申請者本人及び報告者本人から依頼を受けて代理で行うことができる者は、行政書士又は行政書士法人に限定**することとします。

ただし、申請・報告当事者が作成した申請・報告書類を当該当事者の所属する団体、又は当該当事者から報酬を得ることなく委任を受けた者（受付・交付担当課が行政書士法との適合性を審査して認めた団体等に限る。）が単に取りまとめ、受付・交付担当課に単に届ける場合は、申請・報告当事者が提出したものとみなします。

以上の変更を踏まえ、「関税割当申請書等の記載要領について（令和 6 年 3 月 1 日付け 5 輸国第 4383 号）」（以下「記載要領」という。）を別紙「新旧対照表」のとおり改正しましたので、詳細は改正後の記載要領をご確認下さい。

なお、令和 7 年度の関税割当てにより、令和 7 年 12 月 31 日までに割当てを受けたものについては、従前の例によります。